

労働保険の保険料の徴収等に関する法律 施行規則の一部を改正する省令案の概要 (労災保険関係成立票の改正)

1 改正の趣旨・内容

- 現在、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「徴収法」という。）第 4 条の 2 の規定による労働保険の成立の届出等に伴う事務として、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（以下、「徴収則」という。）第 77 条の規定に基づき、労災保険の保険関係が成立している事業のうち建設の事業に係る事業主は、縦 40 cm、横 50 cm の規格で労災保険関係成立票（徴収則様式第 25 号。以下「成立票」という。）を見易い場所に掲げなければならないこととされている。
- 成立票と建設業の名称等を記載した標識（以下「標識」という。）※は同一の場所に掲げられることが一般的となっているが、事業主にとって、これらの規格が大きい程、掲示する場所を確保しづらいこと等から、標識については、事業主の要望を踏まえ、平成 23 年 12 月 27 日付け国土交通省令第 106 号により、その大きさを、縦 40 cm 以上を 25 cm 以上に、横 40 cm 以上を 35 cm 以上に緩和する省令改正が行われた。
 - ※ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 40 条の規定に基づき、建設業者は、建設工場の現場ごとに、建設業の名称等を記載した標識（建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）別記様式第 29 号）を掲げなければならない。
- 今般、成立票についても、標識と同様に大きさの要件を緩和するよう内閣府規制改革推進室の規制改革ホットラインに要望が出され、検討の結果、それが現場の利便性向上につながると考えられること等から、標識と同様の規格となるよう、徴収則様式第 25 号の改正を行う。

2 根拠法令

- 徴収法第 45 条の 2

3 公布時期

平成 25 年 12 月中旬（予定）

4 施行時期

公布の日